

介護保険居宅介護(予防)福祉用具 貸与サービス重要事項説明書

エミール加須福祉用具事業所
【令和 年 月 1 日】

福祉用具貸与サービス重要事項説明書

1 事業者の概要

(1) 本社

法 人 名	株式会社 エミール介護センター
本社所在地	埼玉県熊谷市日向921番地2
代表者名	代表取締役 服部 喜久江
代表番号	048-567-3333
事 業 所	訪問入浴介護事業所 4ヶ所 福祉用具貸与事業所 3ヶ所 老人グループホーム 1ヶ所

(2) 本サービスの提供事業所

事 業 所 名	エミール加須福祉用具事業所
所 在 地	埼玉県加須市花崎1丁目21番地12
介護保険指定番号	福祉用具貸与(第1173800705号)
通常の事業の実施地域	加須市、久喜市、幸手市、杉戸町、宮代町、白岡市、蓮田市、春日部市他

(3) 同事業所の職員体制

管理者	・・・・常勤 1名
福祉用具専門相談員	・・・・常勤 4名 (管理者1名含)
事務員	・・・・常勤 2名

(4) 営業日及び営業時間

月～土曜日	午前8時20分～午後5時20分
祝 祭 日	午前8時20分～午後5時20分

※ 日曜は休業となります。

※ その他年間の休日は、5月3日～5日、8月14日～16日、12月30日～1月3日です。

2 サービス内容

(1) 福祉用具の選定

介護保険法に基づく福祉用具を担当の「福祉用具専門相談員」がご相談の上、選定いたします。福祉用具の選定にあたっては、利用者の身体状況について聴取し、その内容に基づき、適切な福祉用具を選定・使用方法の説明・助言致します。

(2) 福祉用具の納品

納品に際しては、福祉用具専門相談員が組み立て・設置を行い、使用方法等の説明を行います。また、取扱説明書を交付します。

(3) メンテナンス等

福祉用具の使用方法・適合状況について、福祉用具専門相談員が定期的に確認し、不具合が生じた場合にはメンテナンスを行います。

(4) 引き上げ

レンタルが終了した場合、ご連絡を頂いてから原則的に5日以内に引き取りに伺います。

3 料金

(1) 利用料金

レンタルの利用料金については、所定の料金に基づき1ヶ月単位で計算いたします。月の中途の契約・解約の場合の料金は15日を境に1ヶ月の半額の料金となります。

(2) 利用料金外の料金

レンタル商品の搬出入に通常以上の従業員やクレーン車が必要になる場合等の特別な場合には、別途費用をいただきます。

(3) 交通費

前記1－(2)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は状況に応じ別途費用をいただきます。

(4) レンタル商品の解約規定

解約を希望される場合は、お電話等によりご連絡ください。

(5) 支払い方法(契約書 第2章 第5条)

① 1ヶ月にかかった費用を翌月28日頃に銀行等、指定の金融機関の口座よりお引き落としさせて頂きます。(お支払い方法は原則、口座引き落としとさせていただきますが、他のお支払い方法もお受けしますのでご相談ください。)

② お支払いただく料金は、介護保険適用の各該当料金と別途料金の合計金額となります。

- ③ 介護保険適用のサービスについては、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合、ケアプランを作成しない場合において、一旦利用者より利用料金全額をお支払いいただき、その後市町村に対して保険給付分を「償還払い」請求することになります。
- ※ 「償還払い」となる場合は、申請に必要となる事項を記載した「領収金額証明書」を交付いたします。
- ④ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

4 サービスの利用についての注意事項

- (1) 利用者及び介護者等は、レンタル商品について定められた使用方法を遵守してください。
- (2) 事業者の承諾を得ることなく、レンタル商品の仕様変更・加工・改造等を行うことは出来ません。
- (3) 利用者は事業者の承諾を得ることなく、レンタル商品の全部または一部を他人に譲渡または転貸することはできません。
- (4) 利用者または介護者等は、利用者の転居・入院・死亡などレンタル商品の使用状況に変更があった場合には、速やかに事業者に通知してください。
- (5) サービスの終了
- ① 利用者の都合によりサービス利用契約を終了する場合
居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員とご相談頂き、終了手続きを利用者の代わりに介護支援専門員へご依頼いただくか、事業者担当までご連絡ください。
- ② 事業者の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに利用者及び居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員に文書等で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は自動的に契約を終了いたします。
- ・ 利用者が介護福祉施設・介護保険施設・医療機関に長期入所・入院された場合
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合や介護保険の被保険者資格を喪失された場合
- ④ その他
- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、その家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月分以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
- ・地震、噴火等の天災、その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

5 事故発生時の対応

利用者に対する福祉用具貸与により、事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6 相談・要望・苦情・緊急時などの窓口

（1）サービス相談窓口

エミール加須福祉用具事業所
 担 当 : 長 谷 川
 電話番号 : 0480-76-3311
 受付時間 : 1 - (4) の営業時間

（2）その他連絡先

事業者相談窓口以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等でも受け付けています。

（市町村窓口）

□加須市役所	0480-62-1111	□白岡市役所	0480-92-1111
□久喜市役所	0480-22-1111	□蓮田市役所	048-765-1716
□幸手市役所	0480-42-8444	□春日部市役所	048-796-8275
□杉戸町役場	0480-33-1111	□	
□宮代町役場	0480-34-1111	□	

（埼玉県国民健康保険団体連合会）

苦情相談専用電話番号 : 048-824-2568

令和　　年　　月　　日

福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、利用者に対し契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

利用者の求めに応じてはサービスの提供内容を開示します。

(事業者)

所在地 埼玉県熊谷市日向921番地2
名称 株式会社 エミール介護センター

(サービス提供する事業所)

所在地 埼玉県加須市花崎1丁目21番地12
名称 エミール加須福祉用具事業所

説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から福祉用具貸与サービスについての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

個人情報保護法の観点により福祉用具貸与に関する目的以外に使用する事はありません。